

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成26年4月16日（平成26年（行情）諮問第200号）

諮問日：平成28年11月25日（平成28年度（行情）答申第543号）

事件名：特許電子図書館の機能向上に関する政策転換に係る文書の不開示決定
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成17年の特許庁長官の年頭所感によると『研究開発から事業の展開まで企業の資源配分を戦略的に考えていく上で極めて有用な特許情報をユーザーに利用しやすい形態で提供するため、特許電子図書館の機能向上や情報提供の拡充にも努めてまいります。』と述べ、特許電子図書館の機能向上がうたわれている。一方、従来、特許電子図書館の機能向上は必要最小限で、それ以上の調査検索機能は整理標準化データを用いて民間調査会社が提供する方針であった。この特許電子図書館の機能向上に関する政策転換に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年9月18日付け20130813特許5により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 平成11年3月、特許庁が特許電子図書館サービスを提供しはじめ、「必要最小限の機能」と表現されていた。したがって、この際の資料は少なくとも開示資料になるはずであるので、サービス提供開始時の「必要最小限の機能」と表現されている文書を開示していただきたい。

また、原処分通知書に「（注）参考までに、特許電子図書館のサービス開始以来の変更履歴については、（独）工業所有権情報・研修館のホームページ（以下、URL）において、『リリースノート』として提供しており、閲覧することが可能となっている。

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>旨記載されているが、

リリースノートとは何か、明示していただきたい。又は、インターネットで入手できる場合は、そのアドレスの詳細を明確にいただきたい。

イ 次に、特許電子図書館の機能を考えることについては、設立時の経緯を知ることが必要であるので事情を述べる。

まず、特定財団法人は昭和46年に設立、昭和60年に改組され、特許庁保有データであるパトリスは、平成8年頃まで、無償で特定財団法人に貸与されていた。すなわち、パトリスは特許庁保有データすなわち国有財産であり、国有財産であるパトリスは特定財団法人に無償貸与されていた。

しかし、平成9年頃から平成12年頃の間、国有財産である特許庁保有データのパトリスが特定財団法人保有データに変わっている。特定財団法人は、政府と民間との共同出資である民法上の公益法人である。したがって、このとき、パトリスが国有財産である特許庁保有データから私人である公益法人たる特定財団法人保有データに変わっている。そして、さらに平成12年から平成13年初め頃にパトリスが特定会社又はその前身の会社に譲渡され、平成13年4月に特定会社がパトリスサービスを提供している。したがって、平成9年頃から平成13年頃までの約4年間にパトリスの所有権が国→特定財団法人→特定会社へと2回譲渡されていることになる。この間、平成11年3月より特許電子図書館サービスが特許庁より提供されている。

パトリスの所有権が国→特定財団法人→特定会社へと2回譲渡されていることになる平成9年頃から平成13年頃までの具体的内容として、次の手続がなされている。

① 平成10年6月18日 特許庁総務部長・特定財団法人理事長間の「特許庁は、特許電子図書館は公益団体の責務として果たしてきたパトリスに取って代わるものではないと考えている。特許庁は特許電子図書館については、一般利用者の標準的なニーズを満たすこと（広くて浅いサービスを行うこと）を基本として臨む。特許庁はユーザーがパトリスを指向すればそれで構わない。」旨の合意。

② 平成11年3月 特許庁が特許電子図書館サービスを開始。

③ 平成12年2月24日 特許庁総務部長・特定財団法人理事長間の上記合意の再確認。

（この頃にパトリスの所有権が国→特定財団法人→特定会社へと2回譲渡される。）

④ 平成13年4月1日 特定会社がパトリスサービスを開始。

ウ 一方、過去の情報公開請求訴訟において特許庁長官が提出した特定日付けの特定協議会会長から特許庁長官宛ての文書に添付された、

特定協議会会長から財務省主計官あての申入れ書の記載によると、「特許庁との協議の中での公約，署名入りの約束」（以下「公約及び約束」という。）に関する文書の存在が明確になっている。

したがって，公約及び約束が上記①の合意を意味するのか，上記③の合意の再確認を意味するのか，又は，それ以外を意味するのかは断定することはできないが，少なくとも現在既に開示されている文書以外に公約及び約束に関する文書が存在することは確実である。したがって当該文書も本件開示請求に係る文書と判断されるので開示していただきたい。もし，以前当該文書を保有していたが廃棄した場合は，その旨，その根拠及び廃棄日時を明確にしていきたい。

エ さらに，特定書籍に，「二百問にわたる想定問答」の記載があるため，その存在が明確になっている。したがって，上記「二百問にわたる想定問答」に関する文書も本件開示請求に係る文書として判断されるので開示していただきたい。もし，以前当該文書を保有していたが廃棄した場合は，その旨，その根拠及び廃棄日時を明確にしていきたい。

オ 一方，異議申立人は，特定年月に，「特許電子図書館はパトリスにとって代わるもの」と考え，「パトリスサービスの無料化及びパトリスの特許電子図書館化」を主眼としつつ「特定財団法人の一部民営化」すなわち「パトリスの民営化」に反対する論文を発表している。

カ その後，特許電子図書館の機能の低いことが多くのユーザーの不評を招いた。この結果，平成17年の特許庁長官の年頭所感によると「研究開発から事業の展開まで企業の資源分配を戦略的に考えていく上で極めて有用な特許情報をユーザーに利用しやすい形態で提供するため，特許電子図書館の機能向上や情報提供の拡充にも努めてまいります。」と述べ，特許電子図書館の機能向上がうたわれるに至った次第である。

キ 上記手続きによる特許情報提供政策の立案・実行は，特許庁の最重要政策であり，これらに関する文書は永年保存されるべきものである。

従来，特許電子図書館の機能向上は必要最小限で，それ以上の調査探索機能は整理標準化データを用いて民間調査会社が提供する方針であった。この特許電子図書館の機能向上に関する政策転換に関する文書を特許庁は保有しているはずである。もし，これらの文書を以前保有していたが廃棄した場合はその旨，その根拠及び廃棄日時を明確にしていきたい。

ク よって，原処分を取り消す旨の決定を求める。

(2) 意見書

ア 平成11年3月の特許電子図書館事業開始から現在に至るまで、特許電子図書館は、必要最小限の機能から順次向上し現在に至っている。特許庁の「国内における情報普及政策の動向を踏まえつつ、利用者のニーズ等を考慮して、提供する情報の範囲や検索機能等を設定するとの基本的な考え方」で一定である旨の記載は、あまりにも一般的な考え方を記載したもので、異議申立人は、この一般的な考え方を基にしつつ具体的な特許電子図書館の機能向上に関する文書を請求しているのであって、諮問庁の説明は具体性がなく不当である。特に、平成22年頃、民主党政権において事業仕分けがなされた際、当時の特許庁長官はこの「特許電子図書館の廃止」を述べている。「特許電子図書館の廃止」ということは特許電子図書館の機能をゼロにすることであるから、この「特許電子図書館の廃止」に関する文書も本件請求に含まれる文書である。

イ また、サービス提供開始時の「必要最小限の機能」と表現されている文書は、機能向上を図る際の基準すなわち前提になるものであるから、明らかに本件請求における特許電子図書館の機能向上に関する文書に該当する。

公約及び約束に関する文書は、当該公約や署名入りの約束に特許電子図書館の機能向上に関する文章が含まれるならば、明らかに本件請求における特許電子図書館の機能向上に関する文書に該当する。

「二百問にわたる想定問答」に関する文書は、開始当時の特許電子図書館の機能に関する想定問答が含まれているならば、明らかに本件請求における特許電子図書館の機能向上に関する文書に該当する。

よって、諮問庁による上記3件を「追加で開示請求しているが、これらの文書は特許庁において保有しておらず、また、本件開示請求の元々の対象文書ではない。」旨の主張は事実に反し不当である。

ウ 不開示決定通知書に記載されたリリースノートに関する諮問庁記載のアドレスでは、リリースノートにアクセス出来なかった。異議申立人は別途入手したが、このリリースノートのアドレスは「<http://www.inpit.go.jp/content/100520029.pdf>」であった。元々、不開示決定書に記載のアドレスは誤っていたというべきであり、諮問庁の主張は不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件請求文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書が存在しないため、平成25年9月18日付けで不開示とする原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は「特許電子図書館の機能向上に関する政策転換に関する文

書」について開示請求しているが、特許電子図書館における情報提供の在り方については、発足当時から国内における情報普及政策の動向を踏まえつつ、利用者のニーズ等を考慮して、提供する情報の範囲や検索機能を設定するとの基本的考え方に変更はなく、2005年の特許庁長官の年頭所感における特許電子図書館の機能向上等に関する発言も、上記基本的考え方について改めて言及したに過ぎない。特許情報普及政策の一環として特許電子図書館の提供する情報の範囲の拡大や機能向上は行われているものの（提供する情報の範囲の拡大や機能向上の具体的内容については後述の「リリースノート」を参照）、異議申立人が指摘するような特許電子図書館の機能向上に関する「政策転換」が行われたという事実は存在しておらず、したがって、これに関する文書も存在しない。

次に、異議申立人は、新たにサービス提供開始時の「必要最小限の機能」と表現されている文書、公約及び約束に関する文書、「二百問にわたる想定問答」に関する文書を追加で開示請求しているが、これらの文書は特許庁において保有しておらず、また、本件対象文書ではない。

なお、異議申立人は「『リリースノート』とは何か、明確にして開示していただきたい。又は、インターネットで入手できる場合はそのアドレスを詳細に明確にしていきたい。」と主張しているが、この「リリースノート」について、特許庁は不開示決定時に「（注）参考までに、IPDLのサービス開始以来の変更履歴については、（独）工業所有権情報・研修館のホームページ（以下、URL）において、『リリースノート』として提供しており、閲覧することが可能となっている。

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>」と説明しており、異議申立人の主張は事実と異なる。

3 結論

以上のことから、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であって、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成26年4月16日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年7月1日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ④ 平成28年11月7日 | 審議 |
| ⑤ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特許電子図書館の機能向上に関する政策転換に関する文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許電子図書館は、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースである。

平成16年10月に、特許庁から特定独立行政法人に移管され、平成27年3月にサービスを終了した。

イ 特許電子図書館は、第19回工業所有権審議会情報部会答申の工業所有権審議会情報部会報告書（平成9年6月18日）における「インターネットを通じて工業所有権情報を提供するに当たっては、我が国における情報政策の動向を踏まえると共に、利用者のニーズ、通信・情報処理技術の進展、特許庁の財政負担、及び国際的動向等を考慮して、提供する情報の範囲及び検索機能等を設定することが適当である。」との記載に基づき、機能の追加及び改良等を実施して機能向上に努めてきたが、特許電子図書館の機能向上に係る基本の方針に変更はなく、政策転換は行われなかったことから、本件対象文書を作成も取得もしておらず、保有していない。

(2) 諮問庁から工業所有権審議会情報部会報告書（平成9年6月18日）の提示を受けて確認したところ、特許電子図書館の機能向上に関する基本の方針については、諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであり、特許電子図書館の機能向上に関する政策転換はなかったものと考えられる。

なお、当審査会事務局職員をして特定独立行政法人のホームページを確認させたところ、特定独立行政法人の平成17年度計画における特許電子図書館業務については、その前年度計画からの変更等は認められなかった。

したがって、諮問庁の上記(1)の説明は首肯でき、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久